

安全保障理事会決議 1826 (2008)

2008年7月29日、安全保障理事会代 5945 回会合にて採択

安全保障理事会は

コートジボワール情勢に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議 1739 (2007)、1765 (2007) および 1795 (2008) ならびに安保理議長の諸声明、およびリベリアの情勢に関する決議 1777 (2007) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

2007年3月4日にワガドゥグにおいて、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により調印された合意（以下「ワガドゥグ政治合意」という、S/2007/144）、それに続く、アフリカ連合が勧告した、補足協定を安保理が支持したことを想起し、

大統領選挙の第一段階を2008年11月30日に計画というコートジボワール当局の発表を歓迎したこと（S/PRST/2008/11）およびコートジボワールの当事者がこの公約実現に向けて彼らの取り組みを倍化し、国際社会がこの取り組みに継続した支援を与えることを奨励したことを想起し、

ブルキナ・ファソのブレーズ・コンパオレ大統領（以下「仲介者」という）に対し、とりわけ、ワガドゥグ政治合意フォローアップ手続きを通じての、コートジボワールの和平プロセスを支援する継続的努力について、安保理の感謝の念を再び表明し、コートジボワールの平和および安定を促進するアフリカ連合と西アフリカ共同体（ECOWAS）の継続的な取組を賞賛しまた奨励し、そして、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

オブザーバーとして、評価監視委員会の会合に国際的な諮問機関が参加する重要性を再び強調し、また、それは何時でも仲介者により諮問されることを想起し、

力による和平プロセスの安定を乱す試みに対し安保理の強い非難をくり返し表明し、事務総長の報告書に基づき、そのような試みの後の状況を遅滞なく調査する安保理の意図を表明し、

2008年7月10日付事務総長報告書（S/2008/451）に留意し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、多くの性的暴力行為を含む文民に対する人権侵害の事例が持続していることに懸念を持って留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおけるすべての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) およびコートジボワールの武力紛争の当事者に関係がある子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会のその後の結論（S/AC.51/2008/5）を想起し、

また、女性、平和および安全保障に関する安保理決議 1325 (2000) および 1820 (2008) ならびにあらゆる性的暴力を非難する武力紛争における文民の保護に関する安保理決議

1674 (2006) を想起し、事務総長に対し、UNOCI の職務権限の履行においてジェンダーの見方を主流にすることを奨励し、

コートジボワール政府および選挙を実施するための選挙機関の能力を強化するための国際連合システムおよび国際社会の継続的支援の重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第 7 章の下に行動して、

1. とりわけ、開かれた、自由な、平等かつ透明性のある選挙のコートジボワールでの実施を支援するために、決議 1739 (2007) で決定されたような、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) およびそれを支援するフランス軍の職務権限を 2009 年 1 月 31 日まで更新することを決定する。
2. UNOCI に対し、既存の資金と職務権限の範囲内で、ワガドゥグ政治合意および補足協定第 3 の全面的履行を支援することおよび和平プロセスと選挙過程が必要とする安全をもたらすことに貢献すること並びに選挙の準備および実施のために独立選挙委員会に事業実施上の支援を提供することを要請する。
3. コートジボワールの防衛治安軍および新軍に対し、仲介者と緊密に調整して、UNOCI およびこれを支援するフランス軍の技術的および事業実施上の支援を得て、選挙の安全に対する包括的な計画を共同で策定することを強く奨励する。
4. コートジボワールの当事者に対し更なる確固たる進展、とりわけ、住民の身元特定および有権者の登録、民兵組織の武装解除と動員解除、宿营地および武装解除、動員解除と社会復帰計画、防衛と治安軍の統一と再構築ならびに全土にわたる国家権威の回復を阻害する残余の事業実施上の障害を取り除くこと、を奨励する。
5. 政治的当事者に対し、事務総長の後援で署名された選挙のための行動規範を全面的に遵守することを促し、また、とりわけ、コートジボワール当局に対し、公的メディアへの公正なアクセスを許可することを促す。
6. あらゆる関係当事者に対し、女性と子どもの状況を継続的に監視し報告することを含む、紛争後の復興ならびに復旧の局面におけるワガドゥグ政治合意の履行において、女性と子どもの保護に取り組むことを保証することを求める。
7. 選挙システムに関連するあらゆるコートジボワール国民の同等の保護および人権の尊重を確保し、およびとりわけ女性の参加の障害や課題を除去し公的生活に全面的に関与する重要性を強調する。
8. ワガドゥグ政治合意の署名者に対し、国際連合システムの支援で、避難民の自発的機関、再定住、社会復帰および安全を保証することを含む、脆弱な文民を保護するために必要な措置を講じること、およびこの観点からワガドゥグ政治合意および国際人道法の下での義務に従った公約を果たすことを招請する。
9. UNOCI およびそれを支援するフランス軍の職務権限、ならびに UNOCI の部隊水準を、

和平プロセスの主要な段階および選挙過程の進展の実施において達成された進展に照らして、2009年1月31日までに再検討する安保理の意図を表明し、また、事務総長に対し、この日付から3週間前までにUNOCIの部隊水準の可能な段階的削減のための達成条件を含み、選挙過程および現地の状況、とりわけ治安状態、を考慮してこれらの主要な段階に関する報告書を提出することを要請する。

10. コートジボワール事務総長特別代表の取組に対し安保理の全面的支援をくり返し表明し、彼は選挙過程のあらゆる段階において、国際基準に従って、開かれた、自由な、平等かつ透明性のある大統領および議会選挙が行われるために必要なあらゆる保証を与えることを保証すべき事を想起し、特別代表により詳述され、文書S/2008/250に言及された5基準の枠組に対する安保理の支持を再確認する。
11. 選挙人名簿の公開は選挙過程において重要な段階であることを想起し、この点から、独立選挙委員会、技術的運用者、コートジボワール当局および政治的当事者に対し、これらの取組を倍加することを求め、事務総長特別代表に対しこれを明確に確かめることを要請する。
12. 独立選挙委員会に対する、選挙過程を財政的に可能とする、援助提供国が提供した財政的支援を歓迎する。
13. 援助提供国に対し、とりわけ元兵士および民兵組織の宿营地、武装解除および社会復帰ならびに全土にわたる国家の行政権の再開に対する財政的援助の増加を求める。
14. 数多くの小さな事業の開始を通して元兵士の社会復帰を促進する事務総長代表の取り組みで彼を賞賛し、援助提供国に対し、資金提供に対する貢献を奨励する。
15. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策のUNOCIにおける全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関与した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。
16. ワガデュグ政治合意の第8項1および補足協定の第8項と第9項を含むワガデュグ政治合意および補足協定の条項の重要性を想起し、コートジボワールの政治勢力に対し、選挙過程に関する主要な難題について、仲介者の調停に依拠するよう促す。
17. 仲介者がコートジボワールにおける危機を解決するための過程を支援し続けていることを賞賛し、また、UNOCIに対し、適切な場合および彼の要請で、仲介者の援助を含む、ワガデュグ政治合意の第8項1および補足協定第3の第8項と第9項の規定に従い彼の仲裁の役割の実施を促進するよう、彼およびアビジャンにおける彼の特別代表のブルーイマ・バディーニ氏への支援し続けることを、要請する。
18. 事務総長に対し、選挙人名簿の作成を含む選挙過程の情勢および準備に関して定期的に報告し続けること、および特に2008年10月15日までにこの点に関する報告書を提出することを要請する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。